

平成 26 年度 札幌市行政評価 市民参加ワークショップ 「地域防災力の強化について」追加資料

1 避難行動要支援者名簿について

災害対策基本法の改正により、災害が発生した場合等に自ら避難することが困難な者であつて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（「避難行動要支援者」）の名簿作成を、市長に義務づける等規定された。

1 札幌市の現状(災害時要援護者避難支援対策)

- ・地域が自主的な取組により、本人同意を得て、要援護者名簿を作成し、避難支援の取組を実施
- ・市は、地域の取組の拡大を図るため、啓発事業(出前講座、フォーラム開催等)を実施

2 主な改正内容(避難行動要支援者名簿関連)

● 避難行動要支援者名簿の作成

- ・市長は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難の支援、安否の確認その他の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。
- ・名簿には、氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等を記載するものとする。

● 名簿情報の利用及び提供

- ・市長は避難支援等の実施に必要な限度で名簿に記載した情報を内部利用することができる。
- ・市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等（「避難支援等関係者」）に対し、本人の同意を得て、名簿情報を提供する。
- ・市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人に同意を得ることを要しない。

● 名簿情報を提供する場合における配慮

- ・市長は、名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の避難行動要支援者等の利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 現在の検討状況等

本市では避難行動要支援者名簿を平成27年度中に整備する予定であるが、以下のような検討課題があり、政省令なども踏まえ検討を進めているところである。

- ・ 避難行動要支援者の要件(例:要介護状態、障がいの種別等)、名簿の提供先、本人同意を得る方法、漏えい防止措置など

【札幌市消防局の救急救命士の人数】

▼ 222人(救急隊員315人の内数) (H26.4月現在)

※救急救命士とは

救急車に乗車して現場に向かい、傷病者の観察を行うとともに、生命が危険な状態にある傷病者に対し、医師の具体的指示を得て救急救命処置(医療行為)を施しながら医療機関までの搬送を担う者。札幌市では救急車に2名以上の救急救命士を配置している。

【札幌市職員の救命講習等の実施状況】

▼平成18年度 本庁・区の普通救命講習未受講の職員を
対象に「AED 特別講座」を実施

▼平成18年度以降の新採用職員に普通救命講習Ⅰを実施
(平成18年度から平成26年度まで約2,800名が対象)

※普通救命講習Ⅰとは

成人に対する心肺蘇生法、AEDの使用法、止血法などの講習

3 自主防災活動の取組事例について

※ 過去に防災表彰を受けた団体より抜粋

区	町内会	取組の内容
中央区	南円山第1町内会	毎年、連合町内会の合同防災訓練に参加するほか、平成25年10月には東日本大震災を契機に作成の検討を行い、地域安全マップ「ぬくもりマップ」を町内会一般会員の防災意識の普及活動を行いながら、地域の意見を取り入れて完成させ、町内全世帯へ配布し、自主防災組織の防災・減災意識の高揚を図った。
北区	北第13町内会	平成10年6月に結成し、平成12年には地域住民とともに防災マップを作成し、全戸配布を行った。この中には、防災資機材の保管場所、災害時生活用水協力井戸など地域の情報をふんだんに取り入れたものを作成、町内会各会員に対する防災活動の普及啓発及び防災意識の向上を図った。
東区	北光地区自主防災組織連絡会	毎年、防災研修会を実施しているほか、北光地区の福祉のまち推進センターや連合町内会と連携して作成している「福まち・災害マップ」は、地域で要援護者の状況を把握し日々の見守り活動や災害時の支援に役立てるため、毎年情報更新を行っている。 平成25年度は、大規模な地震の発生を想定し、高齢者をはじめとする災害時要援護者を車いすに乗せて支援者と一緒に当地区の特別養護老人ホームまで移送し、避難してきた要援護者や支援者を施設職員が受け入れる「災害時要援護者移送受入訓練」を本市で初めて実施した。
白石区	北郷瑞穂町内会	毎年防災訓練に取組み、平成22年からは地域の民生児童委員、赤十字奉仕団との連携・協力の下、災害時要援護者避難支援訓練及び避難場所への要援護者受入れ訓練、避難場所での炊き出し訓練を実施した。平成24年度は、区職員が実施する水害対応訓練と連携した要援護者避難支援訓練の実施及び避難場所開設運営訓練に参加した。 また、町内会を2地区ごとのグループに分け、平成23年度から2年度に渡ってDIG研修会及びまち歩きを実施し、その結果に基づいて防災マップを作成し、町内会に全戸配布する等、連携体制を強化しながら地域の総合的な災害対応能力の向上を図っている。
厚別区	森林公園町内会	平成9年に結成した同組織は、災害対策実施要領を作成し会員に周知をしている。また、その要領に基づき青色回転灯車や小学校下校時のパトロールと併せて防災パトロールを実施し、訓練・研修を年2回以上行い、防災活動の普及啓発・防災意識向上に積極的に努めている。

区	町内会	取組の内容
豊平区	豊平第17分区町内会	<p>自主防災組織が中心となり、平成18年度から地域住民と地域の一員である留学生交流センターの留学生（要援護者）が協力して防災訓練を実施し、防災知識や防災意識の向上に努めており、これら地域ぐるみの各種行事を通じて地域住民と留学生の国際交流を促進している。</p> <p>また、8月と12月に地域の防火・防災パトロールを実施している。</p>
清田区	北野まきば町内会	<p>平成22年度に防災に関する小冊子『自主防災計画』を作成、平成23年度はその小冊子を基に、大地震が起きた場合の想定と、その具体的な対処策を学び・考える研修会を開催するとともに、研修会を町内会における防災に関する問題点を見つめ直すきっかけとするなど、防災に関する活動を積極的に展開している。</p> <p>また、区や消防署主催・協力の防災訓練や研修会への積極的な参加を始め、町内会行事を利用し、テント設営や炊き出し訓練を行うなど、防災に関する様々な活動・啓発を行うことにより、町内会員の防災に対する意識の向上に努めている。</p>
南区	野々沢町内会	<p>土砂災害を想定した防災訓練を独自で計画し実行すると共に、防災資機材の整備を積極的に行い訓練で活用するなど、地域の防災力強化を図っている。また、防災知識普及のための研修会の開催や、防災マップを作成し各戸へ配布するなど、地域住民の防災意識向上に努めている。</p>
西区	文京町内会	<p>日頃から災害時の役割分担を町内会内部で明確にし、防災年間行事計画に沿った訓練を実施しており、平成19年度札幌市総合防災訓練（札幌市消防学校で実施）に発寒北連合町内会と合わせて約100名が参加し、発災対応型訓練及び避難所等開設運営訓練を実施した。また、毎年、救急救命講習会も開催している。</p>
手稲区	耕楽第二町内会	<p>平成9年に自主防災組織が結成され、防災情報誌の発行や防災訓練の実施等によって、地域住民の防災意識の向上に努めている。特に平成23年度は、9月に町内会の各班が自主的に行動することを目的とした大規模な防災訓練を実施し、11月には訓練で浮かび上がった反省点や問題点の解決を図るための研修会を開催して、他の町内会からの参加者にも情報提供が行われた。平成24年度においても、同町内会の防災活動への取組は、機会があるごとに手稲区民へ情報発信するなど、手稲区全体の地域防災力向上に大きな貢献を果たしている。</p>